

苦情対応結果報告書

発 生 年 月 日	令和5年6月22日（木）	
福祉サービス等の種類	生活福祉資金貸付事業	
苦情の内容	分類	その他（事務の遺漏）
	<p>【民生委員からの連絡】 精華町社協から生活福祉資金借受人の償還残額のお知らせが送られてきた。借受人は奈良市に転居されているのに民生委員宅に書類が送られてくるのか。担当民生委員名を変更し書類が送付されないようにしてほしい。</p>	
処理経過と結果	<p>担当課長、係長、職員で経緯を確認したところ、借受人は令和3年10月に奈良市に転居されており、借受人からの転居届は令和4年3月に提出されていましたが、民生委員変更手続きが行われていなかったことがわかり、転居されたにもかかわらず前住所地の民生委員に書類を送付したことが判明しました。</p> <p>担当職員には今後変更等があった場合の手続きは遅滞なく速やかに行うよう注意しました。</p> <p>担当課長、担当係長が民生委員宅を訪問し、間違って書類を送付し、ご迷惑をおかけしたことを謝罪し、再発防止に努めることをお約束しました。</p>	